

区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「新潟市 革新的農業実践特区」

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

(国家戦略特別区域法第 18 条に規定する農業法人経営多角化等促進事業)

以下に掲げる法人が、新潟市内の農業者と連携し、農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、新潟市内において農作物の生産、加工を行う。

① 株式会社ローソン (東京都品川区)

② 株式会社新潟麦酒 (新潟市西蒲区)

(2) 名称：農地等効率的利用促進事業

内容：農業委員会と市町村の事務分担に係る特例

(国家戦略特別区域法第 19 条に規定する農地等効率的利用促進事業)

7 月 31 日付の新潟市内 6 農業委員会との同意に基づき、新潟市内全域の農地について、農地法第 3 条の第 1 項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る同委員会の事務の一部 (企業等の新規参入に係る事務) を、新潟市長が行う。

また、農地法第 3 条の権利移転に関するそれ以外の事務を含め、農業委員会と市の更なる役割分担についても速やかに検討する。

(3) 名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる法人が、自社や新潟市内において製造された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。

① 有限会社フジタファーム (新潟市西蒲区)

設置場所：新潟市西蒲区内

② 株式会社絆コーポレーション (新潟市東区)

設置場所：新潟市江南区内

③ 有限会社ワイエスアグリプラント（新潟市西蒲区）
設置場所：新潟市西蒲区内

④ 有限会社高儀農場（新潟市北区）
設置場所：新潟市北区内

(4) 名称：農業への信用保証制度の適用 関連事業

内容：農業への信用保証制度の適用

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

新潟市が、本年中に予算措置を講じ新たな制度融資を創設した上で、商工業とともに農業を営む中小企業者等が、新潟県信用保証協会の保証を得て、資金融通を受けることができるようにする。

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、企業など多様な担い手が農業に参入し、効率的・先進的な生産に取り組むとともに、農業者自らも農畜産物の利用拡大に取り組むことを通じ、農地の効率的利用や革新的農業の推進、生産の拡大が図られ、新潟市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。